

北コミュニティセンター施設利用料金表

2019年10月1日以降の利用料金

					午前	午後		夜間		終日
					9:00～12:00	12:00～17:00		17:00～22:00		9:00～22:00
はばたき ホー ル	全体使用	音響照明 操作	要	利用料金	22,310	37,090		29,540		71,150
				内消費税10%	2,028	3,371		2,685	6,468	
			不要	利用料金	16,660	27,660		22,000		53,060
				内消費税10%	1,514	2,514		2,000		4,823
					午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	終日
					9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
	舞台のみ	音響照明 操作	要	利用料金	8,690	7,230	7,230	5,760	5,760	27,740
				内消費税10%	790	657	657	523	523	2,521
			不要	利用料金	6,490	5,340	5,340	4,290	4,290	20,600
				内消費税10%	590	485	485	390	390	1,872
	客室のみ		要	利用料金	13,620	11,310	11,310	9,010	9,010	43,410
				内消費税10%	1,238	1,028	1,028	819	819	3,946
			不要	利用料金	10,160	8,490	8,490	6,700	6,700	32,430
内消費税10%				923	771	771	609	609	2,948	
楽屋1～4 1室につき				利用料金	310	310	310	210	210	1,350
				内消費税10%	28	28	28	19	19	122

				午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	終日
				9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
小ホール	音響照明 操作	要	利用料金	7,540	6,290	6,290	5,030	5,030	24,140
			内消費税10%	685	571	571	457	457	2,194
		不要	利用料金	5,550	4,610	4,610	3,670	3,670	17,690
			内消費税10%	504	419	419	333	333	1,608
リハーサル室	ホール併用		利用料金	730	630	630	520	520	3,030
			内消費税10%	66	57	57	47	47	275
	単独使用		利用料金	2,200	1,890	1,890	1,570	1,570	9,120
			内消費税10%	200	171	171	142	142	829
プレイルーム			利用料金	730	630	630	520	520	3,030
			内消費税10%	66	57	57	47	47	275
セミナー室201～203 1室につき			利用料金	1,570	1,360	1,360	1,050	1,050	6,390
			内消費税10%	142	123	123	95	95	580
セミナー室204			利用料金	730	630	630	420	420	2,830
			内消費税10%	66	57	57	38	38	257
セミナー室301～305 1室につき			利用料金	1,570	1,360	1,360	1,050	1,050	6,390
			内消費税10%	142	123	123	95	95	580
和室1			利用料金	1,050	840	840	630	630	3,990
			内消費税10%	95	76	76	57	57	362
和室2			利用料金	1,150	940	940	730	730	4,490
			内消費税10%	104	85	85	66	66	408
和室3			利用料金	1,260	1,050	1,050	840	840	5,040
			内消費税10%	114	95	95	76	76	458

		午前 9:00～13:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
調理室	利用料金	3,670	3,670	3,670	11,010
	内消費税10%	333	333	333	1,000

備考

1. はばたきホールは、**全体使用**を原則とします。
2. 市民の方が営利目的で使用される場合、または市内営利団体が使用される場合は、**2倍**の額になります。(市内営利)
3. 市民以外の方が非営利目的で使用される場合は、**1.5倍**の額になります。(市外非営利)
4. 市民以外の方が営利目的で使用される場合、または市外営利団体が使用される場合は、**3倍**の額になります。(市外営利)
5. 附属設備を使用される場合は、別途に**附属設備利用料金**が必要です。